

備前市森林整備計画

計画期間 自 平成30年4月 1日
至 平成40年3月31日

備 前 市

位置図 (別紙 概要図縮小)



目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 森林整備の現状と課題 | P 1 |
| 2 森林整備の基本方針 | P 1 |
| 3 森林施業の合理化に関する基本方針 | P 4 |

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 樹種別の立木の標準伐期齢 | P 4 |
| 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | P 5 |
| 3 その他必要な事項 | P 6 |

第2 造林に関する事項

- | | |
|---|------|
| 1 人工造林に関する事項 | P 6 |
| 2 天然更新に関する事項 | P 8 |
| 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 | P 9 |
| 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 | P 10 |
| 5 その他必要な事項 | P 10 |

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- | | |
|-----------------------------|------|
| 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | P 10 |
| 2 保育の作業種別の標準的な方法 | P 11 |
| 3 その他必要な事項 | P 11 |

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

- | | |
|---|------|
| 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 | P 12 |
| 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法 | P 13 |
| 3 その他必要な事項 | P 15 |

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- | | |
|----------------------------------|------|
| 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 | P 16 |
| 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策 | P 16 |
| 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項 | P 16 |
| 4 その他必要な事項 | P 16 |

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	P 1 6
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P 1 6
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P 1 6
4	その他必要な事項	P 1 6
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P 1 7
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	P 1 8
3	作業路網の整備に関する事項	P 1 8
4	その他必要な事項	P 2 1
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P 2 1
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P 2 1
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P 2 2
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	P 2 2
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P 2 2
2	その他必要な事項	P 2 4
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	P 2 4
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	P 2 4
2	鳥獣等対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	P 2 4
3	林野火災の予防の方法	P 2 4
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P 2 4
5	その他必要な事項	P 2 4
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	P 2 5
1	保健機能森林の区域	P 2 5
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	P 2 5
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	P 2 6
4	その他必要な事項	P 2 6
V	その他森林の整備のために必要な事項	P 2 7
1	森林経営計画の作成に関する事項	P 2 7
2	生活環境の整備に関する事項	P 2 7
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	

4	森林の総合利用の推進に関する事項	P 2 7
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P 2 8
6	その他必要な事項	P 2 8

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は岡山県の東南部に位置し、総面積25,814haで、民有林は19,040haである。そのうちヒノキを主体とした人工林面積は3,648haであり、民有林での人工林率は19%で県平均よりかなり低い値である。また、人工林は各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本市においても人工林の間伐の推進及び住宅地周辺の森林の整備及び保全を積極的に実施することとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。地域においては、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるように森林の整備及び保全を進めることとする。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とし、森林の機能と望ましい姿を第1表のとおり定める。

ただし、地球環境保全機能は、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、区域設定の対象とはしないものとする。同様に、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原始的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

第1表 森林の機能と望ましい姿

森林の機能	望ましい姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林。
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第2表のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間

	<p>伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>文化機能史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観</p>

	<p>点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。</p> <p>この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林情報の提供及び助言などを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めることとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、第3表のとおり定める。

第3表 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	35年	40年	15年	20年

注 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。</p>
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保

残等に努める。

- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ、適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層樹林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を第4表のとおり定める。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

第4表 人工造林の対象樹種等

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ等	

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を第5表のとおり定める。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着してい

る複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

第5表 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ・ヒノキ	中仕立て	3, 300	全域
スギ・ヒノキ	密仕立て	4, 500	全域
マツ	中仕立て	5, 000	全域
クヌギ	中仕立て	3, 000	全域

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項についてを第6表のとおり定める。また、コンテナ苗の活用や伐採を造林の一貫作業システムの導入に努める。

第6表 その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線上に堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧とする。 気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めることとする。 コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業の導入に努めることとする。
植栽の時期	春植えは3月中旬～4月上旬までに行うことを基本とする。 秋植えは、気候その他の条件を勘案し、苗木の根の成長が鈍化した時期（11月頃）に行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林で、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年

度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を第7表のとおり定める。

第7表 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	岡山県天然更新完了基準による
ぼう芽による更新が可能な樹種	岡山県天然更新完了基準による

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を第8表に定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈を超えかつ、樹高が50cm以上の幼稚樹、ぼう芽枝等がその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

第8表 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
岡山県天然更新完了基準による	同左

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として

必要な事項等について第9表に定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。

第9表 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	種子の発芽条件、生育条件を改善するために、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において林床植物の除去とともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、A層を表面に露出させ種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈 出 し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。また、植栽後に獣又は気象害等により、植栽した苗木が枯損した場合等にその空間を埋めるための植栽を行う。
芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じてぼう芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。

ウ その他天然更新の方法

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保することを旨として、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して第10表に定める。

第10表 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新対象樹種が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本と定める。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について、第11表に定める。

なお、間伐の間隔は下表によらない場合、標準伐期齢に達しない森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年を限度とする。

第11表 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材	3,300	14	19	24	29	【選木方法】 1、2回目は形質不良木を中心に3回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材	3,300	19	24	29	34	
	大径材	3,300	19	25	35	—	
ヒノキ	小径材	3,300	17	22	27	32	
	一般材	3,300	19	24	29	34	
	大径材	3,300	19	25	35	—	

注 上表は、スギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中

の林分での参考年数を示す。

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、第12表に定める。

第12表 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈り	スギ	△	①	①	①	①	△										
	ヒノキ	△	①	①	①	①	△	△									
つる切り	スギ									△							
	ヒノキ											△					
除伐	スギ											△					
	ヒノキ											△					

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。	
つる切り	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。	
除伐	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。	

注 ○印は通常予想される実行標準、○内の数字は回数、△印は必要に応じて行う実行標準。

3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めるものとする。

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業の制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案し、次の（1））及び（2））について記載する。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により示し特定できるように記載する。

（1）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

公益的機能別施業森林の区域で設定する施業の方法として、「伐期の延長を推進すべき森林」とする。森林の区域については、第14表により定める。

なお、当該区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が低い森林等。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として「複層林施業を推進すべき森林」として定めることとし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定める。

なお、長伐期施業を推進すべき森林区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢のおおむね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については第14表により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により必要に応じて定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

第13表 区域の設定

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	下記区域以外	11,747.95

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>(旧備前市) 38林班-ハ・ト、71-ニ、92-ハ・ト、96-ハ・チ・リ、93-ロ・ハ・ニ・ホ、94-ホ・ハ、115-ハ・ニ、123-ハ・ニ・ホ・ハ・ト、147-ホ・ハ、148-イ</p> <p>(旧吉永町) 1林班-ニ・ホ、2-イ・ロ・ハ、3-リ、5-ハ・ニ・ホ・ハ・ト、7-ニ・ホ・ハ・ト、8-ト・ニ・ハ・ハ・ホ、15-ニ、16-イ・ニ・ハ・ロ、17-ト・ニ・ハ・ハ・ホ、19-ホ、21-オ・ヌ・リ・ル、22-ホ、24-ニ・ハ・ホ、25-イ・ニ・ハ・ホ、26-チ・ト・リ・ロ、28-イ、29-イ・ハ・ホ、30-イ、32-イ・チ・ハ・ロ、33-ニ、34-ホ、36-イ・ハ、37-イ・ニ・ハ・ロ、38-ト・ハ・ホ、39-チ・ト、40-イ・ト・ニ・ハ・ハ・ホ・ロ、41-ハ・ホ、42-チ・ト・ホ・リ、43-イ・ハ・ハ・ロ、44-チ・リ、45-イ・ハ・ロ、46-イ・ハ・ロ、48-イ・ロ、49-ロ、50-イ、51-チ・ホ、52-ニ・ハ・ハ、53-ト・ハ、58-ニ・ハ・ロ、60-イ・ニ・ハ・ハ・ホ・ロ、61-イ・ハ、63-ロ、64-ロ、65-ニ・ホ、66-イ、67-イ、69-ニ・ハ・ロ、78-ハ・ロ、79-ロ、85-ハ、103-ロ</p>	976.25
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>(旧備前市) 1林班～3、8～16、19～24、29～38、43、45、56～59、61～72、74、76～80、84、91、92、95～98、100、102～104、106～112、120～122、124、125、127～131、133、135～140、145、146、149～152、154～156、159～168、173</p> <p>(旧日生町) 2～6林班</p> <p>(旧吉永町) 54林班、96</p>	5,900.71
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	0

第14表 区域の設定

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	下記区域以外	11,747.95

長伐期施業を推進すべき森林	(旧備前市) 1林班～3、8～16、19～24、29～38、43、45、56～59、61～72、74、76～80、84、91、92、95～98、100、102～104、106～112、120～122、124、125、127～131、133、135～140、145、146、149～152、154～156、159～168、173 (旧日生町) 2林班～6 (旧吉永町) 54林班、96	5,900.71	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	(旧備前市) 38林班-ハ・ト、71-ニ、92-ハ・ト、96-ハ・チ・リ、93-ニ・ハ・ホ・ロ、94-ハ・ホ、115-ニ・ハ、123-ト・ニ・ハ・ハ・ホ、147-ハ・ホ、148-イ (旧吉永町) 1林班-ニ・ホ、2-イ・ハ・ロ、3-リ、5-ト・ニ・ハ・ハ・ホ、7-ト・ニ・ハ・ホ、8-ト・ニ・ハ・ハ・ホ、15-ニ、16-イ・ニ・ハ・ロ、17-ト・ニ・ハ・ハ・ホ、19-ホ、21-オ・ヌ・リ・ル、22-ホ、24-ニ・ハ・ホ、25-イ・ニ・ハ・ホ、26-チ・ト・リ・ロ、28-イ、29-イ・ハ・ホ、30-イ、32-イ・チ・ハ・ロ、33-ニ、34-ホ、36-イ・ハ、37-イ・ニ・ハ・ロ、38-ト・ハ・ホ、39-チ・ト、40-イ・ト・ニ・ハ・ハ・ホ・ロ、41-ハ・ホ、42-チ・ト・ホ・リ、43-イ・ハ・ハ・ロ、44-チ・リ、45-イ・ハ・ロ、46-イ・ハ・ロ、48-イ・ロ、49-ロ、50-イ、51-チ・ホ、52-ニ・ハ・ハ、53-ト・ハ、58-ニ・ハ・ロ、60-イ・ニ・ハ・ハ・ホ・ロ、61-イ・ハ、63-ロ、64-ロ、65-ニ・ホ、66-イ、67-イ、69-ニ・ハ・ロ、78-ハ・ロ、79-ロ、85-ハ、103-ロ	976.25
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	0
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	—	0	

3 その他必要な事項

なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等により森林の経営規模の拡大を推進する。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林の経営の受託等を担う林業事業体等への支援を行う。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等への働きかけに必要な情報の提供及び助言等を実施する。

4 その他必要な事項

なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者の所有規模は小さく、また人工林が点在しているため施業の共同化が行いにくい状況にあるが、今後急増する高齢級の人工林について、放置する訳にはいかない。

長期展望に立った林業諸施策の実施及び市土の保全のためにも、区長会等の機会を捉え、共同化が少しでも行えるよう森林施業の重要性を森林所有者に呼びかける。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

県、林業普及指導員と連絡調整を行い、長期展望に立った林業諸施策の実施及び市土の保全のためにも区長会等の機会を捉え、共同化が少しでも行えるよう森林所有者に呼びかける。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

県、林業普及指導員と連絡調整を行うとともに、森林所有者等の意向確認を十分に行い、意向に即した森林施業が行えるよう努める。

4 その他必要な事項

なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について第15-1表に記載する。

なお、路網密度の水準については、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方について第15-2表に記載する。

第15-1表 路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35 ~ 50	65 ~ 200	100 ~ 250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200
	架線系 作業システム		0 ~ 35	25 ~ 75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150
	架線系 作業システム		0 ~ 25	15 ~ 50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 ~ 15	—	5 ~ 15

第15-2表 作業システムの考え方

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システム			
		基幹路網	細部路網	伐採	木寄せ 集材	枝払い 玉切り	運搬
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	150 ~200	30 ~75	ハーベスタ	クランプル (ウインチ)	プロセッサ	フォワード トラック
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	200 ~300	40 ~100	ハーベスタ チェンソー	クランプル ウインチ	プロセッサ	フォワード トラック
	架線系		100 ~300	チェンソー	スイングヤーダ (タローヤーダ)	プロセッサ	フォワード トラック
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	300 ~500	50 ~125	チェンソー	クランプル ウインチ	プロセッサ	フォワード トラック

	架線系		150 ～500	チェーンソー	スイングヤーダ タワヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35° ～)	架線系	500 ～1500	500 ～1500	チェーンソー	タワヤーダ	プロセッサ	トラック

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針（平成22年10月6日治第714号）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

当該市町村に関する基幹路網について、地域森林計画に記載されている林道の開設及び拡張に関する計画に基づき第17表に示す。また、市町村森林整備計画概要図に図示する。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

第17表 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	久々井～ 浦伊部	笹尾山線	1,206	139		①	46
開設	自動車道	林道	佐山	佐山北線	780	25		②	57
開設	自動車道	林道	八木山	八木山線	3,100	214		③	58
開設	自動車道	林道	三石	船坂線	2,360	177		④	31
開設	自動車道	林道	日生町日生	中生地	2,646	197		⑤	35
開設	自動車道	林道	蕃山	光明寺線	610	36		⑥	59

開設	自動車道	林道	吉永町福満	福満線	690	206		⑦	23
開設	自動車道	林道	吉永町福満 ～岩崎	田倉線	1,440	60		⑧	60
開設	自動車道	林道	吉永町岩崎	新竜泉線	3,220	214		⑨	22
開設	自動車道	林道	吉永町笹目 ～和意谷	飯掛和意谷線	2,210	50		⑩	61
開設	自動車道	林道	吉永町笹目 ～和意谷	牛中和意谷線	1,190	50		⑪	62
開設	自動車道	林道	日生町日生	宮奥線	800	45		⑫	63
開設	自動車道	林道	日生町日生	田ノ奥線	700	20		⑬	64
開設	自動車道	林道	日生町日生	大谷線	1,392	35		⑭	52
開設	自動車道	林道	日生町日生	中日生線	420	160		⑮	51
計				15路線	22,764	1,628			

拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) ・箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	野谷～三石	新田線	1	286	○	26	
拡張 (改良)	自動車道	林道	浦伊部～佐山	伊佐線	2	180	○	44	
拡張 (改良)	自動車道	林道	畠田～新庄	宝万坂線	1	35	○	45	
拡張 (改良)	自動車道	林道	閑谷	本谷線	1	200	○	33	
拡張 (改良)	自動車道	林道	日生町寒河 ～寺山	寺山線	1	186	○	54	
拡張 (改良)	自動車道	林道	日生町寒河	東奥線	1	41		55	
拡張 (改良)	自動車道	林道	日生町日生	中日生線	1	125		51	
拡張 (改良)	自動車道	林道	日生町日生	鹿久居島線	1	31		56	
拡張 (改良)	自動車道	林道	吉永町都留岐 ～加賀美	八塔寺線	1	66	○	5	
拡張 (改良)	自動車道	林道	吉永町多麻 ～加賀美	加賀美線	1	333	○	1	

拡張 (改良)	自動車道	林道	吉永町岩崎	滝谷線	1	130		20	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	三石	船坂線	2,560	177		26	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	蕃山	蜂ヶ谷線	1,000	72		36	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	日生町日生	中日生線	3,500	125		51	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	日生町寒河	東奥線	1,427	41		55	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	蕃山～ 日生町日生	三ツ池線	2,400	11		65	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	吉永町加賀美	加賀美線	800	333		1	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	吉永町加賀美	神子ヶ成線	2,300	185		2	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	吉永町都留岐 ～加賀美	八塔寺線	620	66		5	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	吉永町南方	本村早子線	687	69		24	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	吉永町都留岐	石小屋線	1,600	52		7	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	吉永町福満	福満線	2,600	206		23	
拡張計				22路線					

注1 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。

2 拡張にあたっては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付して併記する。

3 林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。

4 位置欄は、字、林班等を記載する。

5 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄に支線名及び分線名を記載する。

6 利用区域面積欄には、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。

7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。

8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整

第 885 号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成 22 年 11 月 17 日付け林整第 656 号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する

4 その他必要な事項

1 から 3 までのほか、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の状況を第 18 表に示す。

第 18 表 森林整備施設の状況

施設の種類の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

注 1 施設の種類の欄は、木材等の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設(山土場、機械保管庫、土捨場等)の名称を記載する。

2 対図番号欄は、一連の番号を記載する。

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業普及指導員、森林組合、林業労働力確保支援センターとの連絡調整を行うとともに流域内の市町村と共同で林業の担い手の養成・確保を検討することとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの軽減を図るため、高性能林業機械の導入の促進を図る。

なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を第 19 表に示す。

第19表 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒	市内一円	チェーンソー	チェーンソー
造材		チェーンソー	チェーンソー
集材		林内作業車 ミニショベル 2 tトラック	林内作業車 ミニショベル(グラッフル) 2 tトラック
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機

注1 作業の種類欄には、必要に応じて、伐倒、造材、集材その他の作業種を記載する。

2 現状及び将来欄には、林業機械名を記載する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

なし

第20表 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載する。

(1) 区域の設定

鳥獣害被害防止森林区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が

生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として、別表3に定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせで推進する。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努める。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表3 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)
ニホンジカ	旧備前市	20～23 班、56～71 班、78～80 班、92～94 班、121～125 班、127～129 班、142・143 班、174・175 班	
	旧吉永町	1～13 班、21 班、36～41 班、48～55 班、84・85 班、76～81 班、86～88 班、97～107 班	
	旧吉永町 (国有林)	301、303～305、310、311、313、314、321～325、892、905～912 三国地区財産区 1、2	

注 対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

2 その他必要な事項

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林組合及び森林所有者等による巡視などにより現地の被害状況を確認し、森林組合及び森林所有者等が行う防除活動等を推進する。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

地域森林計画で定める森林病虫害の駆除及び予防その他の森林保護に関する事項及び関係する行政施策を踏まえ、次の1～5について記載する。

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のため健全な松林の整備と防除対策の一層の推進を図る。

(2) その他

なし

2 鳥獣害等対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事警防等を適時適切に実施する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法第21条第1項の火入れを行う場合は、備前市火入れに関する条例に基づく許可を受けることとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、第21表に示す。

第21表 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
(旧備前市) 34林班、35林班	

(2) その他

ア 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行うものとする。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林の区域内を対象とする場合は、当計画と十分に調整を図る。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

地域森林計画に定める保健機能森林の区域の基準に基づき、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定めるものとし、区域の設定に当たっては、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を勘案する。

また、当該保健機能森林の区域は、字及び地番並びに林班及び小班により第22表に示す。

なお、備考欄には、制限林の種類別面積を記載するとともに、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林の区域と重複する場合にあってはその旨を記載する。

第22表 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地域森林計画で定める保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針に基づき、択伐による複層林業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等

を旨として定めるものとし、造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について第23表に定める。

なお、表の施業の区分欄には、造林、保育、伐採、その他の別を記載する。

第23表 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林 保育 伐採	該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

地域森林計画に定める保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）をいう。）、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について第24、25表に定める。

第24表 森林保健施設の整備

主な森林保安施設	留意事項	
	整備及び維持運営	立木の期待平均樹高
該当なし		

(2) 立木の期待平均樹高

第25表 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

注 備考欄には、必要に応じ、期待平均樹高を踏まえた施設の整備を行うに当たっての留意事項等を記載すること。

4 その他必要な事項

なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画する。

(ア) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後植栽

(イ) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(ウ) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(エ) IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規程に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
該当なし		

2 生活環境の整備に関する事項

第26表 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

注1 施設の種類の欄には、集落広場、用排水施設、健康増進施設等の名称を記載する。

2 対図番号欄は、1から一連の番号を記載する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

第27表 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		(将来)		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	

森林公園 (閑谷の森)	閑谷地区	112ha 遊歩道 2.0km			
大滝山生活 環境保全林	伊部・大内 地区	28.9ha 遊歩道 11.6km			
南方生活 環境保全林	吉永町 南方地区	43.78ha 遊歩道 7.2km			

注1 施設の種類の欄には、「〇〇の森」などの施設の包括的な名称を記載する。

2 位置欄には、集落名等を記載するとともに、必要に応じて市町村整備計画概要図に図示する。

3 規模欄には、施設全体の面積及び遊歩道、林間広場、管理棟、キャンプ場、学校林等の具体的施設名とその規模を記載する。

4 対図番号欄には、1から一連の番号を記載する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

なし

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

なし

(3) その他

なし

6 その他必要な事項

なし